

## 「中華人民共和国農産物品質安全法」

※本資料の利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものでないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国主席令  
第 49 号

『中華人民共和国農産物品質安全法』は、中華人民共和国第 10 期全国人民代表大会第 21 回常務委員会会議で 2006 年 4 月 29 日に可決され、2006 年 11 月 1 日から施行される。

中華人民共和国主席 胡錦濤  
2006 年 4 月 29 日

中華人民共和国農産物品質安全法  
(2006 年 4 月 29 日、10 期全国人民代表大会第 21 回常務委員会会議にて可決)

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 農産物品質安全基準
- 第三章 農産物産地
- 第四章 農産物生産
- 第五章 農産物の包装と表示
- 第六章 監督検査
- 第七章 法律責任
- 第八章 附 則

第一章 総 則

第一条 農産物の品質安全を保障し、公衆の健康を保護するとともに、農業と農村経済の発展を促すために、本法を制定する。

第二条 本法で称する農産物とは、農業の一次生産物、すなわち農業活動から得られる植物・動物・微生物およびその他の生産物のことである。

本法で称する農産物の品質安全とは、人間の健康と安全を保障する農産物の品質のことである。

第三条 県レベル以上の人民政府農業行政主管部門は農産物の品質安全監督管理業務に責任を持つ。県レベル以上の人民政府関連部門は、職務分掌に基づいて農産物品質安全に関連する業務に責任を持つ。

第四条 県レベル以上の人民政府は、農産物の品質安全管理業務を国民経済と社会の

発展計画に組み入れ、農産物の品質安全に係わる経費を割当て、品質安全業務の遂行に用いなければならない。

第五条 県レベル以上の人民政府は、当該行政地区内の農産物の品質安全業務について、歩調を合わせて統一指導し、農産物品質安全レベルを向上させるため、農産物品質安全サービスシステムを確立する。

第六条 国務院の農業行政主管部門は、関連部門の専門家からなる農産物品質安全リスク評価専門家委員会を組織し、農産物品質安全に影響する潜在的なリスクの分析と評価を行わなければならない。

また、国務院の農業行政主管部門は、農産物品質安全リスク評価の結果に基づいて必要な措置をとり、評価結果を速やかに国務院の関係部門に連絡する。

第七条 国務院の農業行政主管部門と省・自治区・直轄市の人民政府農業行政主管部門は、各自の職権に基づき、農産物品質安全に関する情報を発表しなければならない。

第八条 国家は農産物標準化生産を指導し推し進め、良質な農産物の生産を奨励し、これを支援する。国家が規定した農産物品質安全基準に合致しない農産物の生産と販売を禁じる。

第九条 国家は農産物の品質安全に関する科学技術の研究を支援し、品質安全の科学的な管理方法を推進する。また、先進的且つ安全な生産技術を推し進める。

第十条 各レベルの人民政府と関連部門は農産物の品質安全に関する知識を広め、公衆の意識を高めるとともに、生産者と販売者の安全管理を指導し、消費の安全を保障しなければならない。

## 第二章 農産物品質安全基準

第十一条 国家は健全な農産物品質安全基準体系を制定する。農産物品質安全基準体系は強制力のある技術規範である。

農産物品質安全基準体系は関連法律と行政法規に照らし、制定され発布される。

第十二条 農産物品質安全基準は、消費の安全を保障するため、リスク評価の結果を十分に考慮するとともに、生産者・販売者・消費者の意見を聴取し制定しなければならない。

第十三条 農産物品質安全基準は、科学技術の発展水準の向上と農産物の品質安全への要求に基づき、随時改正されなければならない。

第十四条 農産物の品質安全基準は農業行政主管部門が関連部門と協議し実施する。

## 第三章 農産物産地

第十五条 県レベル以上の地方人民政府農業行政主管部門は、農産物の品質安全保障の観点から、農産物品種の特徴と生産地区の大気・土壌・水中に含まれる有害物質などの要素により特定の農産物の生産に不適当だと見なした場合、当該人民政府が生産禁止区域として認定し公布する。具体的な手続は国務院の農業行政主管部門が国務院の環境保護行政主管部門と協議し制定する。

農産物生産禁止区域の調整については、前項に規定した手続に従ってなされる。

第十六条 県レベル以上の人民政府は農産物基地建設の強化と生産条件の改善のため、最善を尽くさなければならない。

県レベル以上の人民政府農業行政主管部門は、農産物品質安全の標準化を保障する総合生産モデル地区・モデル農場・養殖場・動植物疫病区の建設を推進する。

第十七条 規定を超えた有害有毒物質が存在する地区での食用農産物の生産・収穫・採集、および農産物生産拠点の建設を禁じる。

第十八条 法律や法規に違反し、農産物の産地に廃水や廃ガス、固体廃棄物、有毒有害物質を排出したり廃棄したりしてはならない。

農業生産用水と使用済み肥料などの固体廃棄物は、国家の規定に合致しなければならない。

第十九条 農産物生産者は、化学肥料や農薬、家畜用薬品、農業用フィルムなどの化学工業製品を、農産物が汚染されないように合理的に使用しなければならない。

#### 第四章 農産物生産

第二十条 国務院の農業行政主管部門と省・自治区・直轄市の人民政府の農業行政主管部門は、農産物の品質安全を保障する生産技術と運用規定を制定する。県レベル以上の人民政府農業行政主管部門は、農産物生産の指導を強化しなければならない。

第二十一条 農産物の品質安全に影響する可能性がある農薬・家畜用薬品・飼料・飼料添加剤・肥料・獣医用機器などは、関連法律と行政法規に照らした許可制度を実施する。

国務院の農業行政主管部門と省・自治区・直轄市の人民政府の農業行政主管部門は、農産物の品質安全に影響する可能性がある農薬・家畜用薬品・飼料・飼料添加剤・肥料・獣医用機器などを監督し、定期的に抜き取り検査を行い、その結果を公表する。

第二十二条 県レベル以上の人民政府農業行政主管部門は、農業投入資材の使用に関する管理と指導を強化し、農業投入資材の安全使用制度を確立しなければならない。

第二十三条 農業科学研究教育機構と農業技術普及機構は、農産物生産者に対し、品質安全に関する知識と技能の訓練を強化しなければならない。

第二十四条 農産物生産企業と専門農民の経済協力機構は、下記の事項を記載した農

産物生産記録を作成しなければならない。

- (一) 使用した農業投入資材の名称、供給元、使用法、使用量、使用日と使用停止日；
- (二) 動物疫病、植物病虫害発生と防疫及び治療状況；
- (三) 収穫、屠殺、漁の日付。

農産物生産記録は2年間保管し、改ざんしてはならない。

その他の生産者が農産物生産記録を作成することを、国家は奨励する。

第二十五条 農産物生産者は、法律や行政法規、国务院の農業行政主管部門の規定に従い、農業投入資材の安全な使用期間の規定を厳格に守るなど農業投入資材を合理的に使用し、農産物の品質安全にかかわる危険を防止する。

農産物生産の過程で、国家が使用を禁じた農業投入資材を使用してはならない。

第二十六条 農産物生産企業と專業農民の經濟協力機構は、独自か、または検査機関に委託して農産物の品質安全の検査と測定を実施しなければならない。検査の結果、農産物の品質安全基準に合致しなかった場合、販売してはならない。

第二十七条 專業農民の經濟協力機構と農産物業協會は、その構成員に生産技術に関するサービスを適時提供するとともに、農産物の品質安全を保障する管理制度を確立し、自主管理を強化する。

## 第五章 農産物の包装と表示

第二十八条 農産物生産企業と專業農民の經濟協力機構、農産品買付けに従事する機関、農産物の個人販売者が規定に従って包装や追加表示を加える必要がある場合、包装や追加標識をしなければ販売することはできない。包装や表示には、規定に従って品名・産地・生産者・生産日・品質保証期間・品質の等級などの内容を明記し、添加物を使用した場合は、規定に従ってその名称を明記する。具体的な手続は、国务院の農業行政主管部門が制定する。

第二十九条 農産物の包装、鮮度保持、貯蔵、輸送中に使用する鮮度保持剤・防腐剤・添加剤などは、強制力のある国家の関連技術規範に合致しなければならない。

第三十条 遺伝子組換えの農産物は、遺伝子組換え農産物安全管理に関する関連規定に基づき、表示しなければならない。

第三十一条 法に基づき動植物やその他の生産物の検査を実施する場合は、検査に合格した表示と検査合格証明をつけなければならない

第三十二条 販売する農産物は必ず農産物品質安全基準に合致しなければならない。生産者は無公害農産品マークの使用を申請することができる。農産物の品質が、国家が規定した優良農産物基準に合致すれば、生産者は農産物品質マークの使用を申請できる。

前記の農産物品質マークは偽造してはならない。

## 第六章 監督検査

第三十三条 下記に該当する場合、その農産物を販売してはならない。

- (一) 国家が使用を禁止した農薬や家畜用薬品、またはその他の化学物質を含む場合；
- (二) 農薬や家畜用薬品などの化学物質が残留し、または重金属などの有毒有害物質を含み、農産物の品質安全基準に合致しない場合；
- (三) 病原性寄生虫や微生物、または生物毒素を含み、農産物の品質安全基準に合致しない場合；
- (四) 鮮度保持剤・防腐剤・添加剤などが、国家の強制力のある技術規範に合致しない場合；
- (五) その他、農産物の品質安全基準に合致しない場合。

第三十四条 国家は農産物の品質安全監視制度を確立する。県レベル以上の人民政府農業行政主管部門は、農産物の品質の安全を保障する観点から、農産物の品質安全監視測定計画を制定し、生産や市場での販売に対する監督と抜き取り検査を実施する。抜き取り検査の結果は、国務院の農業行政主管部門か、省・自治区・直轄市の人民政府の農業行政主管部門が各自の権限に基づき公表する。

抜き取り検査の監督は、本法第三十五条の規定に合致した農産物品質安全検査測定機関に検査を委託して実施する。被検査人から費用を徴収したり、国務院の農業行政主管部門が定めた数量以上にサンプリングしたりしてはならない。上級農業行政主管部門が監督検査を行った農産物を、下級農業行政主管部門が重複して検査してはならない。

第三十五条 農産物品質安全検査測定は、条件に合致する現有の検査測定機関を十分に利用して実施しなければならない。

農産物品質安全検査測定に従事する機関は、相応する条件と能力を具え、省レベル以上の人民政府農業行政主管部門かその授権部門が合否を審査する。具体的な手順は国務院農業行政主管部門が制定する。

農産物品質安全検査測定機関は法に基づき計量により合格を認定する。

第三十六条 監督と抜き取り検査の結果に異議がある農産物の生産者と販売者は、検査結果を受け取った日から 5 日以内に、検査を実施した農業行政主管部門か上級部門に再検査を申請することができる。

国務院農業行政主管部門と関係部門が認定した高速検査方法で農産物の品質安全に関する抜き取り検査を採用した場合、検査結果に異議がある被検査者は、検査結果を受け取ったときから 4 時間以内に再検査を申請することができる。再検査は高速検査方法で行ってはならない。

検査結果の誤りにより、当事者が損害を受けた場合、法により賠償責任が生じる。

第三十七条 農産物の卸売市場には農産物品質安全検査測定機関を設置するか、あるいは委託し、入荷販売する農産物の品質安全に関して抜き取り検査を行わなければならない。品質安全基準に合致しない農産物を発見した場合、販売者に即刻販売の停止を命じるとともに、農業行政部門に報告する。

農産物の販売企業は、販売した農産物の仕入れ検査検収制度を確立し、検査で農産物品質安全基準に合致しない農産物を販売してはならない。

第三十八条 国家は、農産物の品質安全に関して社会監督を行う組織と個人を奨励する。本法に違反する行為の告発と摘発、告訴を行う権利は、いかなる組織にも個人にも認められる。これらの報告を受けた関連部門は、速やかに対処しなければならない。

第三十九条 県レベル以上の人民政府の農業行政主管部門は農産物の品質安全監督検査において、生産販売する農産物の現場で品質安全に関する状況を検査し、農産物の品質安全に関する記録とその他の資料を閲覧しコピーすることができる。検査の結果、農産物の品質安全基準に合致しなかった場合、その農産物を差し押さえ、押収する権利を有する。

第四十条 農産物の品質安全事故が発生した場合、関連組織と個人は防止措置を採り、速やかに所在地の郷(県より下のレベル)レベルと県レベルの人民政府農業行政主管部門に報告しなければならない。報告を受けた機関は直ちに処理するとともに、一級上の人民政府と関連部門に報告する。重大事故の場合、農業行政主管部門は速やかに同レベルの食品薬品監督管理部門に通報する。

第四十一条 農産物の品質安全の監督管理中に、本法第三十三条に該当する農産物を発見した県レベル以上の人民政府農業行政主管部門は、農産物品質安全責任追及制度に従って、責任の所在を明らかにし、法に基づいて処理するか対応案を提出しなければならない。

第四十二条 輸入農産物は、国家が規定した農産物品質安全基準に従い検査を行わなければならない。品質安全基準が制定されていない農産物は、法に基づいて速やかに制定しなければならないが、制定前は国家の関連部門が指定した国外の関連基準を参照して検査を行うことができる。

## 第七章 法律責任

第四十三条 農産物品質安全監督管理者が法に基づく監督責任の不履行や職権の乱用があった場合、法により行政処分を受ける。

第四十四条 農産物品質安全検査機関が検査結果を改ざんした場合、改正を命じられるとともに違法所得は没収となり、5万元以上10万元以下の罰金を科せられる。直接の責任がある主管担当者とその他の直接の担当者は1万元以上5万元以下の罰金を科せられる。状況が重大な場合検査資格は取り消され、損害が生じた場合は法に基づいて賠償責任を負

う。

農産物品質安全監督機関が出した結果が正しくなく、損害が生じた場合は法に基づいて賠償責任を負う。重大な損害の場合、検査資格は剥奪される。

第四十五条 法律や法規に違反し、農産物の産地に廃水や廃ガス、固体廃棄物、有毒有害物質を排出したり廃棄したりした場合、環境保護に関する法律や法規により処罰される。損害を招いた場合は法に基づいて賠償責任を負う。

第四十六条 法律や法規、または、国务院農業行政主管部門の規定に違反した農業投入資材を使用した場合、関連法律や行政法規に基づいて処罰される。

第四十七条 農産物生産企業と農民專業合作經濟組織が設立されていない、または規定に基づかず農産物生産の記録を保管した場合、あるいは農産物生産の記録を偽造した場合、期限内に改正する責任を科す。期限を過ぎても改正されない場合は2千元以下の罰金を科せられる。

第四十八条 本法第二十八条の規定に違反して、規定どおりの包装や表示を行わずに農産物を販売した場合、期限までに改めるよう命じられ、期限を過ぎても改善されない場合、2千元以下の罰金を科せられる。

第四十九条 本法第三十三条第四項の規定条項、すなわち、使用した鮮度保持剤・防腐剤・添加剤などが、強制力のある国家の技術規範に合致しない場合、販売の停止を命じられ、汚染された農産物には無害化処理を施すように命じられる。無害化処理できなければ、監督を受けて焼却処分するように命じられる。違法所得は没収され、2千元以上2万元以下の罰金を科せられる。

第五十条 農産物生産企業と專業農士の經濟協力機関が販売した農産物が、本法第三十三条第一項から第三項、または第五項に該当した場合、販売停止を命じられ、すでに販売した農産物は回収を命じられる。違法販売した農産物には無害化処理を施すか、監督を受け焼却処分するように命じられる。違法所得は没収され、2千元以上2万元以下の罰金を科せられる。

農産物販売企業が販売した農産物が前項に該当した場合、前項の規定に従い処理され、処罰を受ける。

農産物卸売市場で販売した農産物が第一項に該当する場合、違法販売した農産物は第一項の規定に従い処理され、販売者は第一項の規定により処罰される。

農産物卸売市場が本法第三十七条第一項の規定に違反した場合、改善を命じられ、2千元以上2万元以下の罰金を科せられる。

第五十一条 本法第三十二条の規定に違反し、品質表示を偽造した場合、改善を命じられ、違法所得は没収される。併せて、2千元以上2万元以下の罰金を科せられる。

第五十二条 本法第四十四条、第四十七条から第四十九条、第五十条第一項・第四項、第五十一条の規定による処理と処罰の決定は県レベルの人民政府農業行政主管部門が行い、第五十条第二項・第三項の規定による処理の決定は工商行政管理部門が行う。



行政処罰や処罰機関についてその他の規定がある場合、法律はその規定に従うが、同一の違法行為について、重複して処罰することはできない。

第五十三条 本法規定の違反が犯罪になる場合、法に基づいて刑事責任を追及される。

第五十四条 本法第三十三条に列記した農産物を生産販売し、消費者に損害を招いた場合は、法に基づき賠償責任を負う。

農産物卸売市場で販売した農産物が前項に該当した場合、消費者は農産物卸売市場に賠償を請求することができる。生産者と販売者に責任があれば、農産物卸売市場は補償請求する権利を有する。消費者は農産物生産者と販売者に賠償を直接要求することができる。

## 第八章 附 則

第五十五条 豚の屠殺管理は国家の関連規定に従って執行する。

第五十六条 本法は 2006 年 11 月 1 日から施行される。